

防災まちづくりの取組みの一環として、防災について楽しく学んでいただくためのイベント「防災まちづくりキャラバン(通称：防まちキャラバン)」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしております。

「防災まちづくりニュース」は、地域の防災性向上に関する取組みの情報を地域の皆さまにお知らせするため、令和2年度から発行しています。

本年1月1日、石川県能登半島を震源とする最大震度7の大地震が発生しました。住宅の全壊・半壊被害が約3万棟に上り、一部の木造住宅が密集する地域では大規模火災も発生しました。また、死因の多くが家屋の倒壊によるものでした。



あなたの住宅  
地震が起きても  
大丈夫ですか？

能登半島地震の状況

首都直下地震は今後30年以内に70%の確率で発生すると予想されており、練馬区でも震度6弱から6強の地震が発生すると想定されています。いつ起こるか分からない地震に備え、住宅の耐震化などを考えてみませんか？

住宅の耐震化などの 助成制度 の詳細は 中面へ

## 防火まちづくり キャラバン

参加  
無料

2024年11月24日(日)

午前9時～正午 小雨決行



※悪天候等により延期または中止する場合があります。最新情報はホームページでご確認ください。



ねり丸ガチャ  
もあるよ!!

防災について楽しく  
学ぼう!



クイズラリーで  
防災博士に!

ブロック塀の  
重さ体験!!



その他にも、楽しみながら  
防災を学ぶ場を企画しています。

初期消火訓練



協力：石神井消防署

\*緊急出動等により中止になる場合があります。



会場：こぶし公園

※地区外にお住まいの方々もご参加いただけます。※イベントは予告なく中止、または内容変更する場合があります。※本イベント参加中の事故や怪我および損害に対する一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先  
練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係 (本庁舎15階)  
〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号  
電話：03-5984-1303 FAX:03-5984-1225 Email:BOUMACHI@city.nerima.tokyo.jp

\*このお知らせは、防災まちづくり推進地区内にお住まいのみなさまに配布するほか、土地・建物の所有者様に郵送(登記簿上の住所)させていただきます。地区内で、お住まいの住戸の所有者様が別にいらっしゃる場合、お知らせが届いていない可能性があるため(登記簿上の住所以外にお住まいの場合等)、お手数ですが所有者様にもお知らせくださいますようお願いいたします。



「防災まちづくり事業」のホームページはこちら



# 各種助成制度のご案内

## ① 危険なブロック塀等の撤去費用を助成します！

倒壊による被害や災害時に道路閉そくを防止するため、ブロック塀等の撤去費用を助成します。特に閉そく防止路線では通常よりも増額した助成金を交付します。

閉そく防止路線沿いの助成金額  
**21,000円/m 上限 (拡充)**

※指定路線以外での助成金額：通常 8,000円/m上限、危険性の高いブロック塀等の場合 19,000円/m上限  
※撤去する部分が高さ1mを超えるブロック塀等の場合、その高さに応じた助成額の加算があります。

ブロック塀等撤去費用助成について



## ② 古い住宅の建替え等の費用を助成します！

昭和56年5月以前に新築工事に着手した住宅（旧耐震住宅）の建替え、解体および耐震改修の費用を助成します。

建替え工事	助成金額 <b>225万円</b> 上限
解体工事	助成金額 (拡充) <b>150万円</b> 上限
耐震改修工事	助成金額 (拡充) <b>270万円</b> 上限

※上記助成のほか昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した木造2階建て以下の在来軸組工法の住宅の耐震改修の費用を助成します。(130万円 上限)

住宅の耐震改修工事等の助成



## ③ 狭あい道路の解消を支援します！

災害時の避難や緊急車両の通行を円滑にするため、狭あい道路（幅員4m未満）を拡幅するための費用を助成します。特に、狭あい拡幅促進路線沿道では、道路（公道）の拡幅を促進するため、土地の寄付に対して奨励金を交付します。

交付金額  
**20万円** 上限

※後退用地の寄付面積 × 相続税路線価 × 0.1の金額（上限**20万円**）が交付金額になります。

狭あい道路の解消について



当地区では、災害に強いまちづくりを推進するため、助成制度を拡充するなど、集中的に地域の防災性向上に取り組んでいます。



## 凡 例

- 地域の主要な避難路**  
避難の際に多くの方が通行すると想定される路線
  - 閉そく防止路線**  
ブロック塀の倒壊等によりふさがり懸念がある路線（幅員が6m未満等）
  - 狭あい拡幅促進路線**  
狭あい道路（幅員4m未満の公道）の拡幅が必要な路線
- ※路線は令和3年度に選定

## 各種お問い合わせ先：防災まちづくり課

- ① ③ ブロック塀等・狭あい道路について  
防災まちづくり担当係：03-5984-1303
- ② 建替え・耐震改修工事等について  
耐震化促進係：03-5984-1938

\* 各種助成および奨励金の交付にあたっては、諸条件があります。



防災まちづくり課へ  
ご相談ください!!